

当初設計書		設計		精算	
起工番号： 企下整委第 11号 会計年度： 令和 7 年度 事業名： 公共下水道事業 業務名： 資材単価特別調査(管更生工事)業務委託 設計部課名： 上下水道部下水道整備課 業務場所： 久留米市 日吉町外 地内 履行期間： 80日間 単価世代： 令和07年05月09日 公共 諸経費率： 公共委託 令和07年05月					
設計概要	(当初設計) 資材単価特別調査 1式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
設計業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
資材単価特別調査	1	式				
計画	1	式			単 1 号	
調査	1	式			単 2 号	
集計	1	式			単 3 号	
審査	1	式			単 4 号	
報告書作成	1	式			単 5 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費	1	式				
交通費	1	式			単 6 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

資材単価特別調査(管更生工事)業務委託

【 第 1 号 単価表 】							1 式 当り
計 画							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師		人					
技師(A)		人					
計							
単位当たり							

資材単価特別調査(管更生工事)業務委託

【 第 2 号 単価表 】 調査							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
技師(B)		人					
技師(C)		人					
計							
単位当たり							

資材単価特別調査(管更生工事)業務委託

【 第 3 号 単価表 】 集計							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
技師(B)		人					
技師(C)		人					
計							
単位当たり							

資材単価特別調査(管更生工事)業務委託

【 第 4 号 単価表 】 審査							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師		人					
技師(A)		人					
計							
単位当たり							

資材単価特別調査(管更生工事)業務委託

【 第 5 号 単価表 】 報告書作成 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
技師(C)		人				
技術員 技師(D) 用地調査等業務		人				
計						
単位当たり						

資材単価特別調査(管更生工事)業務委託

【 第 6 号 単価表 】 交通費						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ライトバン運転費		日			委 1 号	
計						
単位当たり						

資材単価特別調査(管更生工事)一覧

調査条件: 現場持込
工 事 名: 管更生工事

番号	材工	品名	規格(形状寸法・品質規格)	単位	使用数量	施工場所	備 考	図面番号
1	材	本管ライニング材	φ200mm t=8.0mm	m	87.0	久留米市日吉町 地内	SGICP-Q工法	3,4
2	材	本管ライニング材	φ350mm t=10.0mm	m	106.1	久留米市六ツ門町 地内	SGICP-Q工法	5,6
3	材	本管ライニング材	φ200mm t=8.0mm	m	73.7	久留米市六ツ門町 地内	SGICP-Q工法	7,8
4	材	本管ライニング材	φ300mm t=8.0mm	m	43.6	久留米市東町 地 内	SGICP-Q工法	9
5	材	本管ライニング材	φ500mm t=14.0mm	m	84.6	久留米市東町 地 内	SGICP-Q工法	10
6	材	本管ライニング材	φ500mm t=14.0mm	m	113.8	久留米市宮ノ陣4 丁目 地内	SGICP-Q工法	11
7	材	本管ライニング材	φ800mm t=11.0mm	m	108.3	久留米市日吉町 地内	インシチュフォーム工 法	1,2
8	材	本管ライニング材	φ500mm t=14.0mm	m	84.6	久留米市東町 地 内	Two-way工法	10
9	材	本管ライニング材	φ500mm t=14.0mm	m	113.8	久留米市宮ノ陣4 丁目 地内	Two-way工法	11
10	材	本管ライニング材	φ200mm t=7.2mm	m	87.0	久留米市日吉町 地内	EX工法	3,4
11	材	本管ライニング材	φ350mm t=12.7mm	m	106.1	久留米市六ツ門町 地内	EX工法	5,6
12	材	本管ライニング材	φ200mm t=7.2mm	m	73.7	久留米市六ツ門町 地内	EX工法	7,8
13	材	本管ライニング材	φ300mm t=10.8mm	m	43.6	久留米市東町 地 内	EX工法	9
14	材	本管ライニング材	φ350mm t=12.2mm	m	106.1	久留米市六ツ門町 地内	オメガライナー工法	5,6
15	材	本管ライニング材	φ300mm t=10.4mm	m	43.6	久留米市東町 地 内	オメガライナー工法	9
16	材	本管ライニング材	φ800mm t=14.0mm	m	108.3	久留米市日吉町 地内	FFT-S工法	1,2
17	材	本管ライニング材	φ800mm t=12.0mm	m	66.2	久留米市日吉町 地内	バルテムSZ工法	2
18	材	本管ライニング材	φ200mm t=5.0mm	m	87.0	久留米市日吉町 地内	バルテムSZ工法	3,4
19	材	本管ライニング材	φ200mm t=5.0mm	m	73.7	久留米市六ツ門町 地内	バルテムSZ工法	7,8
20	材	本管ライニング材	φ500mm t=10.0mm	m	84.6	久留米市東町 地 内	バルテムSZ工法	10
21	材	本管ライニング材	φ500mm t=11.0mm	m	113.8	久留米市宮ノ陣4 丁目 地内	K-2工法	11

特 記 仕 様 書

第 1 条 適用の範囲

- 第 1 項 本特記仕様書は、資材単価特別調査（管更生工事）業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 第 2 項 本特記仕様書に記載してある甲及び乙は、契約書に示されたものをいう。

第 2 条 業務の実施基準

- 第 1 項 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書による。
- 第 2 項 乙は最上級の技術を動員して正確・丁寧に業務を行い、成果は所定の条件を満足するものでなければならない。
- 第 3 項 本特記仕様書は、業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみ示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、業務上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

第 3 条 目 的

本業務は、特別調査を行い管更生工事の積算における資材単価の決定するための調査を行うことを目的とする。

第 4 条 業務上の疑義

業務上において不明な点、又は疑義を生じた場合は、甲の指示を受けるものとし、その時期を失して手戻りにならないように注意しなければならない。

第 5 条 資料等の提出並びに返還

- 第 1 項 乙は、業務上必要な図面・資料等の提出を甲に対して請求することができる。
- 第 2 項 甲は乙より請求された図面・資料等のうち必要と認められたものを提出する。
- 第 3 項 乙は提出された図面・資料等を業務の完了後、速やかに返還しなければならない。

第 6 条 機密の厳守

乙は業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他にもらしたり、転用したりしてはならない。

第 7 条 損害賠償

本業務中に発生した諸事故に対する責任は、乙が負い、他人に与えた損害などはすべて乙の責任において処理することとする。

第 8 条 関係諸機関との協議・調整

乙は、業務実施のために必要な関係諸機関との協議・調整等は甲と打合わせのうえ、迅速に処理しなければならない。

第 9 条 成果品及び報告書の提出

業務が完了した場合は、成果品及び報告書を提出し、甲の審査を受け、必要があるときは所定の訂正又は修正を行った後、検査官の検査を受け、所定部数を甲に引き渡すものとする。

第10条 成果品の帰属

成果品はすべて甲に帰属し、乙は甲の承諾を受けずに複写・公表・閲覧することは一切認めない。

第11条 契約の変更

数量等に変更が生じた場合は、甲・乙双方協議により契約変更することがある。

第12条 成果品は次の通りとする。

- ◎報告書 2部
- ◎その他監督員が指示するもの

第13条 本仕様書には、原則として代価表は添付しないものとする。

第14条 請負者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 第1項 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 第2項 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 第3項 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第15条 請負者は、当該業務の下請に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 第1項 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 第2項 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第16条 その他

業務完了後において、明らかに受託者の責任にともなう業務の瑕疵が発見された場合は、請負者は直ちに当該業務の修正をおこなわなければならない。